

第3回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年3月25日(木) 午後13時55分～午後14時40分

2 開催場所 大月市民会館4階会議室

3 出席委員

1番 米山 義一	2番 西村 恒男	3番 山崎 公江	4番 小宮 広督
5番 須藤 時夫	6番 佐藤 孝義	7番 山田 政文	8番 鈴木 明雄
9番 原 泉	10番 安藤 睦美	11番 平山 正幸	12番 清水 秀幸
13番 矢頭 恵造	14番 久嶋 昇		

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し
許可を求める件

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し
意見を求める件

日程第3 報告第2号 転用確認証明交付に関する報告

報告第3号 非農地通知発出の報告

日程第4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 小川 正和 主査 竹下 仁 会計年度職員 河原 広敏

6 産業観光課農林業担当職員

主事 佐藤 貴彦

7 会議の概要

事務局 定刻前ですが皆様おそろいですので始めたいと思います。互礼を行います。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

ただいまより、令和3年第3回農業委員会総会を開催いたします。

会長挨拶。米山会長お願いします。

会 長

みなさん、こんにちは。令和 2 年度も残りあと 1 週間となりました。年度末の忙しい時期に、今年度最後の総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。この一年間は、誰もがコロナ問題に振り回された一年ではありましたが、常にマスクの着用、手の消毒、検温等、何処へ行ってもチェックを気にしながらの日常生活でありました。そのような中で、当農業委員会におきましても、中止や縮小を余儀なくされながら、なんとか今日までやって来た年でした。昨年、特に 9 月の富士東部地域の研修会や 11 月の県全体の農業委員推進委員大会の大きな行事も影響がありました。次の令和 3 年度においては、どのようなになるのか全く分かりません。先日の全国ニュースで、コロナの感染者の多い一都三県に出されていた緊急事態宣言が解除されましたが、ここへ来て再び感染者の数が増えてきています。まだまだ安心できる状態ではなく心配ではありますが、もう春が近づいてきています。今日は少し寒いですが、これから暖かい春の日が続いて桜の蕾も一気に膨らみ、あと数日で満開に咲きほこる姿をもうすぐ見るのではないかと思います。今日の総会に臨んでいるところです。

本日の案件につきましては、農地法第 3 条案件の申請が 2 件、第 5 条案件の申請が 2 件、その他があります。この会議が円滑に進行されますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

事務局

開会宣告。会長お願いします。

会 長

本日は全員出席です。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣告いたします。

事務局

議長選出。大月市農業委員会会議規則第 3 条に基づき議長を会長にお願いいたします。

議 長

規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いいたします。議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長 議事録署名委員の指名を行います。5番、須藤時夫委員、6番、佐藤孝義委員を指名いたします。

日程第2 議案第7号

議長 議事に入ります。議案第7号。農地法第3条の規定による許可申請に対し、許可を求める件を上程します。申請番号1、2は申請者が同一であり、関連がありますので一括で審議したいと思います。申請番号1、2について事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号1から説明します。2ページの地図と3ページの写真をご覧ください。申請地は、〇〇〇〇外4筆。地目は畑で面積は合計で〇〇〇〇㎡です。貸し人は〇〇〇〇、借り人は〇〇〇〇です。場所は国道〇〇〇〇号を進み、〇〇〇〇停の手前30メートルほどに位置し、国道から10メートルほど下がった場所になります。申請理由は、農業経営の確立です。貸し人の〇〇〇〇は、申請地に隣接する自宅に住んでいましたが、現在は〇〇〇〇に入居しており、土地を託したいと考えておりました。借り人の〇〇〇〇は、〇〇〇〇さんの〇〇〇〇に当たります。実際には、生家である申請地の草刈り等の管理を〇〇〇〇さんが手伝っておりました。今回、その土地を正式に借り入れ、土地の管理とともに、梅の栽培及びジャガイモ等の野菜栽培をする計画です。現在は、写真のとおり草刈りはされており、梅の木が数本植えられています。

続いて、関連のある申請番号2について説明します。4ページの地図と5ページの写真を併せてご覧ください。申請者は、同一の〇〇〇〇と〇〇〇〇になります。場所は、〇〇〇〇線沿いから旧道に入り、100メートルほどに位置しています。譲受人の〇〇〇〇は、この土地の隣に住んでいます。この土地は、〇〇〇〇さんの夫が所有していましたが、実際には義弟である〇〇〇〇が耕作しておりました。今回、土地を整理したいという考えから、義弟に贈与するという申請になります。〇〇〇〇についてですが、農地自体は持っていませんでしたが、実際に農地の管理耕作をしており、今回の申請で2000㎡に要件は満たされます。また、妻が耕作を手伝えるため、年間200日以上従事可能となります。以上、ご審議をお願い

します。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。申請番号 1 について地区担当の安藤睦美委員お願いします。

安藤委員 事務局、会長と一緒に視察できませんでしたが、先週の金曜日に視察してきました。〇〇〇〇の地区から〇〇〇〇まで坂になっていて、その 3 分の 2 のところを右下へ降りたところです。この場所にこのような広い農地があるのかと思いました。川のすぐ隣です。陽当たりも良いと思いました。事務局の説明にあったように崖が心配でしたが、申請農地を変更したようなので安心しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。続いて申請番号 2 について、地区担当の原泉委員お願いします。

原泉委員 3 月 17 日に会長、事務局と私 4 名で大〇〇〇〇の自宅で待ち合わせをしました。4 ページを見てください。〇〇〇〇線から、〇〇〇〇へ少し入った所で、旧道沿いの〇〇〇〇工場の少し先に〇〇〇〇さんの家があります。申請地は〇〇〇〇さん宅の右隣の地続きの土地です。譲渡し人の〇〇〇〇さんは、年齢が 90 歳で現在〇〇〇〇に入所されています。〇〇〇〇〇の旦那さんは亡くなっていますが、旦那さんの弟である〇〇〇〇さんに譲り渡したいとのことで、今回の申請になりました。〇〇〇〇さんは 3 年ほど前まで、プレスの型を作る仕事をしていたようです。現在は工場の機械は処分し、これからは農業をやっていくと申ししていました。畑には野菜を植えていきたいとの話でした。この辺は猪や猿が出るため、農地の周りには電気柵を設けています。厳しい場所ですがご審議をよろしく願いいたします。

議長 申請番号 1 の安藤委員、申請番号 2 の原委員から説明がありました。ただいまの説明について、ご質問ご意見がありましたら挙手の上お願いします。

議長 異議ございませんか。（異議なしの声）

議長 異議が無いようですから採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

議長 全員賛成ですので、許可と決定いたします。

議案第 8 号

議 長 次に議案第 8 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対し意見を求める件を上程致します。申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 7 ページの地図と 9 ページの写真をご覧ください。申請地は、猿橋町伊良原 4 番 3。地目は畑で面積は 479 m²です。譲渡人は、渡邊千春外 2 名、譲受人は、相馬由昌外 1 名です。場所は、猿橋小学校の西 100m ほどになります。申請理由は個人住宅の建設です。

相馬由昌夫妻は、現在近くに住んでいますが、かつて父親が所有していた当土地を買い戻し、この申請地に住宅を建てる計画を立てました。当土地は、写真のとおり耕作はされていない状況です。面積面でも資金面でも特に問題はないかと思われます。以上、ご審議をお願いします。

議 長 地区担当委員に現地調査の結果、及び補足説明をお願いいたします。地区担当の鈴木明雄委員をお願いします。

鈴木委員 17 日に会長、事務局と 4 名で現地に行きました。申請者の方にはお会いできませんでしたが現地を見てきました。猿橋方向から三軒くらい猿橋寄りの藤崎梁川線の崖の上になります。隣の家真下には中央線のトンネルが通っています。振動については分かりませんが、土地については 150 坪くらいで耕作は随分とされていない状況です。将来的にはお父様もそこへもう一軒建てる予定もあるようです。ご審議をよろしくをお願いします。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明についてご質問、ご意見がある方は挙手の上をお願いします。

議 長 質疑ございませんか。（無しの声）

議 長 質疑が無いようですので採決をいたします。賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成ですので、許可相当と決定いたします。

議 長 続いて申請番号 2 について事務局に説明を求めます。

事 務 局 8 ページの地図と 9 ページ右側の写真をご覧ください。申請地は大月町花咲字大石 1045-1、地目は田で面積は 895 m²です。賃貸人は星野喜忠、賃借人は中日本高速道路株式会社八王子支社です。当該農地の場所は

月市福祉会館の上に位置しています。周囲は畑が一部と鉄道用地と駐車場、住宅街になっています。申請理由は駐車場の建設です。中日本高速は大月インターの東側に保全サービスセンターがあり、高速道路の保全を行っています。現在、高速道路の工事の長期化工事等で従業員が必要になり、近くに駐車場を求めていました。従業員用の駐車場として 35 台分を造成するために賃貸借の申請をすることになりました。以上、ご審議をお願いします。

議 長 地区担当委員に現地調査の結果、及び補足説明をお願いします。地区担当の小宮広督委員をお願いします。

小宮委員 3月17日に事務局と会長と私の4人で現地視察を行ってきました。現地は事務局からの説明の通り、福祉センターと中央本線に挟まれた農地の一番東側です。以前も一時転用をして、駐車場として利用してきましたが、土を入れて農地に戻した土地になります。駐車場の不足に伴い、改めて使用したいとのこと。借主は安定している企業で、東に隣接する土地は既に駐車場として利用されていることを考えても、問題は無いと思われ。審議をお願いします。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明についてご意見、ご質問がありましたら挙手の上をお願いします。

議 長 ご異議ございませんか。（無しの声）

議 長 質疑が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願い致します。

議 長 全員賛成ですので、許可相当と決定いたします。

議 長 次に、日程第3、報告事項。報告第2号について事務局に説明を求めます。

事務局 転用確認証明発行の報告を行います。10ページをご覧ください。賑岡町奥山字遅能戸道下1093。申請者は山口秀彦、転用目的は個人住宅です。昨年8月の総会に提出された案件です。写真のとおり、住宅は完成し、確認をして証明書を発行しております。以上です。

議 長 ただいまの報告について質疑はございますか。（無しの声）

議 長 無いようですので、承認いただけましたものとします。

議 長
事 務 局

次に、報告第 3 号について事務局に説明を求めます。

11 ページと 12 ページの非農地通知書の発出について説明させていただきます。毎年、B 分類の山林化した土地について、農業委員会から非農地の通知を送付しております。これは、再生が困難となった農地を農地台帳から整理するとともに、現況にあった地目に変えてもらう処置となります。過去、笹子から初狩と処理をしまして、本年度は、真木地区の 75 筆、約 5 万㎡に通知しましたので、報告いたします。

議 長
議 長
山田委員

ただ今の報告に対して、質疑はございますか。

山田委員。

現況が山林ということですが、自動的に法務局の登記簿の地目が田、畑から山林に変わるのですか。

事 務 局

あくまでも所有者が申請をしないと地目は変わりません。法務局へはこの一覧表を渡してあり、申請者が来たら対応してもらっています。法務局へ所有者が地目変更の登記申請を行わないと地目は変更されません。

山田委員

不動産登記法の決まりがあると思いますが、明らかに山林で、非農地通知書を受け取った場合に、何日以内に地目変更の登記申請をしなければならぬ等の義務はあるのでしょうか。その必要がある場合、所有者に対して、法務局で申請手続きを行えば地目を変更できることについて知らせているのでしょうか。

事 務 局

何日以内という決まりはありません。平成 22 年に農業委員会から非農地通知書を出しているのですが、その平成 22 年の非農地通知書の再発行について問い合わせがあるほどです。何年経過しても現況が変わらない限り非農地通知書は有効ですので、何日までに申請手続きをしなければならぬという義務はありません。同封書類の中に地目変更登記の書き方の文書も添付してありますので、それを見ながら申請書を書くことができます。すでに何名かの方々からは問い合わせがあり、法務局へも行っているようです。

山田委員

申請書は司法書士に依頼しなくても書けるわけですね。費用についてはどのようなになっていますか。

事務局 土地家屋調査士も申請を行ったりしますが、個人でも十分にできます。法務局で書き方も教えてくれますので容易にできると思います。地目変更申請について費用はかかりません。

議長 他に質疑はございますか。

議長 無いようですので承認いただいたものとします。

議長 次に日程第3、その他を議題といたします。委員の皆様から何かございますか。

議長 無いようですので、事務局からお願いします。

佐藤主事 大月市産業観光課農林業担当の佐藤より、令和3年第2回農業委員会で説明をさせていただいた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正に関する報告をさせていただきます。

まず矢頭委員より、ご意見を頂戴したシクラメンをはじめとした経営指標について、説明させていただきます。前回説明させていただいた経営指標は山梨県の指標を引用したものを記載させていただいたのですが、実際の市の大月市のシクラメン栽培と乖離があり、これを矢頭委員と相談のうえ、現状に基づいた数値に変更をさせていただきました。なお山梨県にもその旨を伝えさせていただいたところです。以上、経営指標における変更内容になります。

続きまして、原委員より、ご意見を頂戴した構想の冒頭部分におけるご意見について、説明をさせていただきます。原委員より「冒頭部分について、農業経営基盤の強化の促進に関する目標で一番大事なところであり、ここをもう少し具体的に、分かりやすい文章にして欲しい。」とのご意見を頂戴しました。このご意見を受け、別紙資料の修正内容のとおりとさせていただきます。わかりやすくするために、補足文章を挿入、文章が長く意図がぼやけるため、文章の短文化といった対応をさせていただきました。

次に安藤委員からのご意見に対して、ご説明させていただきます。

1点目、連担化について。農業用語として、連担化は「ほ場が直接または畦畔、農道などを境に隣接していること」という意味がありますが、わかりやすい表現として、農地をまとめるという意味で集団化と表現させ

ていただきました。

2点目、青年は何歳を指すのか、について農業経営基盤強化促進法施行規則の定義として、18歳から45歳未満とされています。

3点目、1800間とあるが、1800時間ではないか、というご指摘について1800時間に修正をさせていただきました。ご指摘いただきありがとうございます。

4点目、若年層とは、何歳を指すのか。また青年との相違について若年層は年が若いもの、とされておりますが、あいまいな表現となってしまうため、また統一的な表現として、青年に改めさせていただきました。

5点目、「大月市の長」と「大月市」この表現の違いについて行政行為として対応する場合には、「大月市の長」と表現させていただいております。

6点目、農業委員以外は組織の表現であるが、なぜ農業委員は個人なのかというご質問について。現状として、農業委員と記載されており、農業委員はその地域の農業委員を指すと考えられますが、農業委員会と記載することで広い意味での対応が可能になるため、農業委員会と記載させていただくこととさせていただきました。前回の農業委員会で説明させていただいた富士・東部農務事務所の一部署である「富士・東部地域普及センター」から「富士・東部農務事務所」へ文言修正した趣旨と同様になります。

7点目、青年等、経営体育成基盤整備事業等といった等の使い方について、法令を確認しても、一つの名詞に対し、等を付けており、このままの記載とさせていただきました。

説明が少し長くなりましたが、以上のご意見を頂戴しまして、このような修正をさせていただきたいと思っております。最後に農業協同組合においては、「異議なし」との回答を頂戴しておりますので、併せて報告させていただきます。

以上、佐藤からの報告になります。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。何かご意見がありましたらお願いします。

議長 無いようですので、この件については承認いただけたものとします。

事務局 資料を何点かお配りさせていただきました。時間があるときにご覧ください。冊子は農業会議から送られてきている資料で、人・農地プランについての冊子になっています。大月市では、なかなか難しい課題で、新年度の研修会で人・農地プランについて話をしたいと思います。

総会の開催通知の中で、不用な書類等があれば提出してくださいとお知らせしました。過去の資料等で不用な書類があれば、いつでも結構ですので、提出していただければこちらで処分いたします。

議長 本日の日程は全て終了しました。議事進行にご協力ありがとうございました。職務代理に閉会をお願いいたします。

職務代理 小川事務局長、河原さんご苦労様でした。これをもちまして令和 3 年第 3 回大月市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

令和 3 年 3 月 25 日

議事録署名委員と共に署名する。

議長

議事録署名委員

議事録署名委員

令和3年

第3回大月市農業委員会総会議事録

大月市農業委員会